

塾長，常任理事および常勤監事の報酬等に関する規程

（目的）

第1条 塾長，常任理事および常勤監事の報酬等については本規程の定めるところによる。

（報酬等の種類）

第2条 塾長，常任理事および常勤監事の報酬等の種類は，給与，諸手当等，通勤交通費，役員手当，車代，退職一時金，退職時功労金および年金とする。

（給与）

第3条 給与は，給与規程（就）（昭和27年4月1日制定）第10条に基づき，教員給与基準表，職員給与基準表および職員（管理職）給与基準表によって支給する。なお，教職員を退職した者または教職員の身分を過去に有したことがない者が塾長，常任理事および常勤監事の職に就いた場合は，原則として教員給与基準表を適用するものとする。ただし，専従の度合い等によりその額は調整することがある。

（諸手当等）

第4条 諸手当等は，給与規程（就）（昭和27年4月1日制定）第11条に基づき支給する。

（通勤交通費）

第5条 通勤交通費は，通勤交通費補助規程（就）（昭和23年9月17日制定）に基づき支給する。

（役員手当）

第6条 役員手当は，以下の基準で支給する。なお，役員手当は期末手当の対象として算入する。

- 1 塾長 教員役手当表（A）の上限の8倍
- 2 常任理事 教員役手当表（A）の上限の5倍
- 3 常勤監事 教員役手当表（A）の上限の5倍

（車代）

第7条 車代は，常任理事および常勤監事にのみ通勤交通費とは別に役員手当の20%を上限として支給する。

(退職一時金)

第8条 退職一時金は、退職一時金規程(就)(昭和43年3月21日制定)に基づき支給するものとするが、教職員の身分を別途有するか否かによって以下のとおりとする。

- ① 役員終了後も教職員の身分が継続する場合には、退職一時金規程(就)(昭和43年3月21日制定)に基づく。
- ② 任期中に教職員の身分が終了した場合、退職時点において最高支給率(65.0か月)に達しない場合は、その在任期間を通算して、最高支給率に達するまでは退職一時金支給率表を継続して適用するものとし、それ以後については、第4項の支給率表に基づく支給率を加算する。なお、退職時点において最高支給率に達している場合は、その在任期間について、第4項の支給率表に基づく支給率を加算する。
- ③ 教職員を退職した者または教職員の身分を過去に有したことがない者については、第4項の支給率表に基づく。
- ④ 支給率表は以下のとおりとする。なお、支給率表は以下1年につき、1.5か月を加算するものとし、在任期間に1年未満の端数を生じた時の支給率の算定方法は、退職一時金規程(就)(昭和43年3月21日制定)の定めるところによる。

在任年数1年 支給率1.5か月

在任年数2年 支給率3.0か月

在任年数3年 支給率4.5か月

在任年数4年 支給率6.0か月

在任年数5年 支給率7.5か月

(退職時功労金)

第9条 退職時功労金は、退職時功労金支給基準により支給する。

(年金)

第10条 年金は、年金規程(昭和43年3月21日制定)に基づき支給する。

(規程の改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の議を経て塾長が決定する。

附則(2020年3月19日)

この規程は、2020年4月1日から施行する。